官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一二二）　二
〔その他告示〕
○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の規定により、注視区域を指定する件（内閣府一三七）　二
○棚田地域振興法第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を指定する件（総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境三）　二
○大韓民国産及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する関税定率法第八条第二十七項に規定する調査開始の件（財務三三三）　二
○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（農林水産一九六八）　四
○中小企業信用保険法第二条第五項第七号の規定に基づく同号の金融取引の調整を指定する件（経済産業一八一）　五
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が決定された件（防衛二七九）　五
○道路に関する件（東北地方整備局一〇五～一〇七）　六
○道路に関する件（中部地方整備局一一一）　七
○道路に関する件（北海道開発局九八、九九）　七
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（山口県公安委五六）　七
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（福岡県公安委三七六）　七
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　七
〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（厚生労働省・経済産業省）　七
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（京都労働局最低賃金公示二）　七
〔公　告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一六三）　七
諸　事　項
官庁
公示送達関係　八
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
特殊法人等
内閣共済組合定款の一部変更関係　三七
会社その他

省　令

○国土交通省令第百二十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第六十条の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第百四十七条　法第六十条の規定により、航空運送事業の用に供する航空機に装備しなければならない装置は、次の各号に掲げる装置であつて、当該各号に掲げる数量以上のものとする。 一～四の二　（略） 五　削除 六・七　（略）	**第百四十七条**　法第六十条の規定により、航空運送事業の用に供する航空機に装備しなければならない装置は、次の各号に掲げる装置であつて、当該各号に掲げる数量以上のものとする。 一～四の二　（略） 五　国際民間航空条約の附属書六第一部第四十七改訂版に規定する滑走路逸脱警報装置（最大離陸重量が五千七百キログラムを超え、かつ、タービン発動機を装備した飛行機であつて、最初の耐空証明等が令和八年一月一日以後になされたものに限る。）一 六・七　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

その他告示

○内閣府告示第百三十七号

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）第五条第一項の規定に基づき、注視区域を次のとおり指定し、令和八年二月一日から適用する。

令和七年十二月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

次の表に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分

番号	名称	区域
一	佐賀駐屯地、佐賀空港	佐賀県佐賀市

備考　右に掲げる区域の行政区画に変更があっても、注視区域は、なお従前の例による。

○総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、告示第三号

棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を次のとおり指定する。

令和七年十二月二十五日

総務大臣　林　芳正
文部科学大臣　松本　洋平
農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

指定棚田地域は、次の表の市町村名欄に掲げる市町村の区域のうち、旧市町村名欄に掲げる旧市町村の区域（昭和二十五年二月一日における市町村の区域をいう。）とする。

区域			
都道府県名	郡名	市町村名	旧市町村名
岩手県		北上市	稲瀬村
福島県		二本松市	針道村
鳥取県	日野郡	江府町	神奈川村、江尾町、米沢村、日光村
徳島県	名西郡	神山町	上分上山村
熊本県	上益城郡	御船町	七滝村
宮崎県		小林市	小林町、須木村

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○財務省告示第三百三十三号

大韓民国産及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十七項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月二十五日

財務大臣　片山さつき

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第二十六項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所

㈠　名称　カリ電解工業会

㈡　住所　東京都中央区新川一丁目四番一号

二　法第八条第二十七項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

㈠　品名　水酸化カリウム

㈡　銘柄及び型式　商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表第二八一五・二〇号に分類される。

㈢　特徴　水に溶解した液体品又は白色片状の固形物であり、主として、炭酸カリウムなどのカリ塩類の原料、化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液、無機化学の反応助剤、合成樹脂重合反応剤、コンクリート混和剤原料、液体石鹸や洗剤の原料等として使用される。

三　調査に係る貨物の供給者及び供給国

(一)　供給者（不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面に記載されている者）

イ　UNID Co., Ltd.

ロ　UNID Jiangsu Chemical Co., Ltd.

ハ　Jiangsu OCI Chemical Co., Ltd.

ニ　UNID (Sichuan) New Materials Co., Ltd.

ホ　UNID (Shanghai) Enterprise Management Co., Ltd.

ヘ　UNID (Hubei) New Materials Co., Ltd

ト　Tangshan Sunfar Silicon Industries Co., Ltd.

チ　Taurus Potash Company, JZEG Xingtai Mining Group Co., Ltd.

リ　Huarong Chemical Co., Ltd.

ヌ　Inner Mongolia Ruida Taifeng Chemical Co., Ltd

ル　Jiangxi Zhangfeng Chemical Co., Ltd.

ヲ　Qinghai Salt Lake Industry Co., Ltd.

(二)　供給国　大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

四　調査を開始する年月日　令和七年十二月二十五日

五　調査の対象となる期間

(一)　不当廉売された指定貨物（水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十八年政令第百九十六号）第一条第一項第一号に掲げる貨物をいう。以下同じ。）の輸入が指定された期間（同項第三号に掲げる期間をいう。以下同じ。）の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項　令和六年七月一日から令和七年六月三十日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する事項については、令和二年一月一日から令和七年六月三十日まで）

(二)　不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項　令和二年一月一日から令和七年六月三十日まで

六　調査の対象となる事項の概要

(一)　不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ　指定貨物の正常価格（法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

ロ　指定貨物の本邦向け輸出価格

ハ　その他不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項

(二)　不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ　不当廉売された指定貨物の輸入量

ロ　不当廉売された指定貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響

ハ　不当廉売された指定貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

ニ　その他不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項

七　申請者の主張の概要

(一)　申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

申請者は、本邦において指定貨物と同種の貨物を生産している生産者三社が加盟する業界団体であり、令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日までにおける当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める当該三社の生産高の割合は百パーセントである。

(二)　不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ　正常価格について、韓国を原産地とする指定貨物については、韓国における指定貨物と同種の貨物の国内販売価格、中国を原産地とする指定貨物については、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における指定貨物と同種の貨物の国内販売価格を採用した。

ロ　本邦向け輸出価格について、韓国を原産地とする指定貨物については、本邦の輸入通関価格から海上輸送費等を控除して算定し、中国を原産地とする指定貨物については、調査対象期間において中国から本邦に対する輸出実績はなかったことから、中国から第三国に対する輸出価格から輸出諸掛りを控除して算定した。

ハ　イ及びロによると、韓国を原産地とする指定貨物の本邦向け価格は正常価格を下回っており、令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日までの不当廉売差額率（指定貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額を本邦向け輸出価格で除したものをいう。）を算出すると、七十・〇一パーセントとなる。また、中国を原産地とする指定貨物と同種の貨物の第三国に対する輸出価格は正常価格を下回っている。

ニ　韓国及び中国の供給者は相当程度の余剰生産能力があるのに対して、地理的に近接するアジア市場（本邦市場を除く。）においてその追加的な供給を吸収できる市場は存在しない。

以上のことから、指定された期間の満了後、不当廉売された指定貨物の輸入が継続し、又は再発するおそれがある。

(三)　不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

イ　不当廉売された指定貨物の輸入に対する不当廉売関税の課税後も、韓国産指定貨物は製造原価が上昇する中で価格が意図的に安く抑えられ、不当廉売が継続した。本邦産業は当該貨物の価格を引き合いに出され、製造原価の上昇分を販売価格に十分に転嫁できず、価格上昇の妨げを受けている。

ロ　この結果、令和四年及び令和五年に韓国産指定貨物の輸入量は増加した一方、本邦産業の生産量、販売量は減少し、市場占拠率は低下した。また、今後も製造原価の上昇分を販売価格に十分転嫁できない状態が継続した場合、現在維持できている営業利益は維持できなくなる可能性が高い。

ハ　韓国及び中国の供給者は余剰生産能力を有しており、地理的に近接する当該供給国内及び海外において追加的な供給を吸収できる市場は存在しないことから、指定された期間の満了後、不当廉売された指定貨物の輸入が継続し、又は再発するおそれがある。

以上のことから、指定された期間の満了後、不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が継続し、又は再発するおそれがある。

八　令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一)　証拠の提出及び証言についての期限　令和八年三月二十五日

(二)　証拠等の閲覧についての期限　令第十六条各項に規定する告示の日

(三)　対質の申出についての期限　令和八年四月二十七日

(四)　意見の表明についての期限　令和八年四月二十七日

(五)　情報の提供についての期限　令和八年四月二十七日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

九　その他参考となるべき事項

(一)　本件について、令第二条第三項の規定において中国を原産地とする指定貨物の生産者が明確に示すこととされている特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。

イ　価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該指定貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。ニにおいて同じ。）の重大な介入がない事実

ロ　主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

ハ　労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

ニ　生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

ホ　会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

(二)　証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室

(三)　その他

イ　本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

ロ　本調査の開始にあたり、令第十条第二項前段及び第十条の二第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三(一)の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。

当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記(二)の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。

○農林水産省告示第千九百六十八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項及び第四項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十八条の二第一項第二号、第十八条の三第一項並びに第二十八条第一項並びに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの異性化糖軽減額、同号ニの加糖調製品軽減額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格、同法第十八条の二第一項第二号の加糖調製品糖標準価格、同法第十八条の三第一項の加糖調製品糖平均輸入価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第五項、第十一条第六項、第十二条第二項、第十八条の二第五項、第十八条の三第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

令和七年十二月二十五日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき七七、五八〇円

適用期間　令和八年一月一日から三月三十一日まで

二　異性化糖軽減額　零円

適用期間　令和八年一月一日から三月三十一日まで

三　加糖調製品軽減額　一、〇〇〇キログラムにつき四、二〇〇円

適用期間　令和八年一月一日から三月三十一日まで

四　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一七五、〇九五円（うち消費税額及び地方消費税額分　一二、九七〇円）

適用期間　令和八年一月一日から三月三十一日まで

五　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一七一、〇七二円（うち消費税額及び地方消費税額分　一二、六七二円）

適用期間　令和八年一月一日から三月三十一日まで

六　加糖調製品糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき二二〇、四三六円

適用期間　令和八年一月一日から三月三十一日まで

七　加糖調製品糖平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき一三九、一八五円

適用期間　令和八年一月一日から三月三十一日まで

八　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき九〇、〇七〇円

適用期間　令和八年一月一日から三月三十一日まで

九　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（以下この号において「規則」という。）第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに規則第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格は、次の表の上欄に掲げる輸入加糖調製品の種類の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄のとおりとする。

適用期間　令和八年一月一日から三月三十一日まで

輸入加糖調製品の種類の区分	農林水産大臣が定めて告示する係数	農林水産大臣が定めて告示する価格
規則第十七条の二第一号に掲げるもの	〇・九七七	一キログラムにつき二三〇円
規則第十七条の二第二号に掲げるもの	一・一八〇	一キログラムにつき一〇円
規則第十七条の二第三号に掲げるもの	一・〇二九	一キログラムにつき三二円
規則第十七条の二第四号に掲げるもの	六・〇七七	一キログラムにつき五三円
規則第十七条の二第五号に掲げるもの	五・〇九八	一キログラムにつき四五円
規則第十七条の二第六号に掲げるもの	一・二四五	一キログラムにつき三六八円
規則第十七条の二第七号に掲げるもの	〇・八五二	一キログラムにつき一九円
規則第十七条の二第八号に掲げるもの	〇・七八八	一キログラムにつき一七円
規則第十七条の二第九号に掲げるもの	〇・八一一	一キログラムにつき七一円
規則第十七条の二第十号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき二四一円
規則第十七条の二第十一号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき一五〇円
規則第十七条の二第十二号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき一一九円
規則第十七条の二第十三号に掲げるもの	二三・〇〇一	一キログラムにつき二、〇三三円
規則第十七条の二第十四号に掲げるもの	一四・八六三	一キログラムにつき二、四八九円
規則第十七条の二第十五号に掲げるもの	一一・八七四	一キログラムにつき一、一一九円

規則第十七条の二第十六号に掲げるもの	一〇・九三一	一キログラムにつき八六九円
規則第十七条の二第十七号に掲げるもの	二・九三〇	一キログラムにつき一八三円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器入りにしたものに限る。）	一・一九一	一キログラムにつき一四〇円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器入りにしたものを除く。）	一・一九一	一キログラムにつき二四六円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの（砂糖を除く各成分のうちソルビトールの重量が最大のものに限る。）	〇・八五七	一キログラムにつき七五円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの（砂糖を除く各成分のうちソルビトールの重量が最大のものを除く。）	〇・八一一	一キログラムにつき六二円

○経済産業省告示第百八十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第七号の規定に基づき、同号の金融取引の調整を次のように指定する。

令和七年十二月二十五日

経済産業大臣　赤澤　亮正

1　次に掲げる金融機関が実施している経営の相当程度の合理化に伴う貸出の減少

番号	金融機関名	住所
一	みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
二	株式会社青森みちのく銀行	青森県青森市橋本一丁目九番三十号
三	株式会社大東銀行	福島県郡山市中町十九番一号
四	株式会社長野銀行	長野県松本市渚二丁目九番三十八号
五	株式会社福邦銀行	福井県福井市順化一丁目六番九号
六	米沢信用金庫	山形県米沢市大町五丁目四番地二十七号
七	盛岡信用金庫	岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目四番六号
八	利根郡信用金庫	群馬県沼田市東原新町千五百四十番地
九	高岡信用金庫	富山県高岡市守山町六十八番地
十	金沢信用金庫	石川県金沢市南町一番一号
十一	東濃信用金庫	岐阜県多治見市本町二丁目五番地の一
十二	倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目六十番地
十三	山形第一信用組合	山形県東置賜郡高畠町大字高畠六百八十七番地
十四	青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目十二番二号
十五	糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目八番四十一号

2　指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、令和八年一月一日から同年六月三十日までとする。

○防衛省告示第二百七十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が令和七年十二月二十三日次のとおり決定された。

令和七年十二月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	土地：約五六〇、〇〇〇平方メートル 建物：約九、一〇〇平方メートル 工作物：駐機場等 訓練施設：として共同使用する。 使用期間：令和八年一月二十三日から同月二十五日までの間

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇六七	北海道・千歳演習場	恵庭市	国有	土地：約九〇〇平方メートル 建物：約一、三〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設：として追加提供する。 使用期間：令和八年一月十日から同年二月十五日までの間 陸上自衛隊南恵庭駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
一〇七三	札幌駐屯地	札幌市	国有	土地：約二八、〇〇〇平方メートル 建物：約四、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設：として追加提供する。 使用期間：令和八年一月十日から同年二月十五日までの間 陸上自衛隊真駒内駐屯地及び陸上自衛隊真駒内弾薬庫の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
一〇七七	丘珠駐屯地	札幌市	国有	土地：約八一、〇〇〇平方メートル 建物：約一、五〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設：として追加提供する。 使用期間：令和八年一月十日から同年二月十五日までの間 陸上自衛隊丘珠駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

一〇七九	滝川演習場	滝川市	国有
一〇八一	倶知安高嶺演習場	北海道磯谷郡蘭越町	国有
三〇三五	習志野演習場	船橋市、八千代市	国有

土地：約三、五〇〇平方メートル
工作物：下水等
訓練施設：として追加提供する。
使用期間：令和八年一月十日から同年二月十五日までの間
陸上自衛隊滝川駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地：約二〇四、〇〇〇平方メートル
建物：約三〇〇平方メートル
工作物：水道等
訓練施設：として追加提供する。
使用期間：令和八年一月十日から同年二月十五日までの間
陸上自衛隊倶知安駐屯地ニセコ演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地：約一、〇七一、〇〇〇平方メートル
建物：約一一、〇〇〇平方メートル
工作物：水道等
空挺降下用地等として追加提供する。
使用期間：令和八年一月三日から同月十九日までの間
陸上自衛隊習志野演習場及び陸上自衛隊習志野駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○東北地方整備局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十五日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所		
十三号	横手市大屋新町字小松原一五四番四から同市大屋新町字小松原四番まで	東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所		

供用開始の期日　令和七年十二月二十五日

○東北地方整備局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十五日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所		
十三号	横手市大屋新町字小松原二二六番三から同市大屋新町字小松原二八二番一まで	東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所		

供用開始の期日　令和七年十二月二十五日

○東北地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十五日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所		
四号	青森県三戸郡三戸町大字目時字上川原一四番一から同町大字目時字中野一〇七番二まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所		

供用開始の期日　令和七年十二月二十五日

○中部地方整備局告示第百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十五日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所		
二十三号	津市河辺町字門脇二六五二番一から同市長岡町字井戸九七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所		

供用開始の期日　令和七年十二月二十五日

○北海道開発局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十五日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道足寄郡陸別町勲禰別国有林十勝森林計画区十勝東部森林管理署一一二四林班ち小班地先から同町字利別川上一〇三番一地先まで	前	一二・五一～三五・五二メートル	〇・〇六九キロメートル
	後	一二・五一～三七・九一メートル	〇・〇六九

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十五日

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所	
二百二十七号	北斗市中山二〇六番一から同市中山二〇八番一まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部	

供用開始の期日　令和七年十二月二十五日

○山口県公安委員会告示第五十六号

次の特定危険指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十条の八第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第四項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月二十五日

山口県公安委員会委員長　野村　雅之

特定危険指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日山口県公安委員会告示第五十六号に係る特定危険指定暴力団等（五代目工藤會）

変更前

指定の期限　令和七年十二月二十六日まで

変更後

指定の期限　令和八年十二月二十六日まで

○福岡県公安委員会告示第三百七十六号

次の特定危険指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十条の八第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第四項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月二十五日

福岡県公安委員会委員長　権頭喜美恵

特定危険指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日福岡県公安委員会告示第三百五十九号に係る特定危険指定暴力団等（五代目工藤會）

変更前

指定の期限　令和七年十二月二十六日まで

変更後

指定の期限　令和八年十二月二十六日まで

人事異動

内閣

太田　多恵

判事兼簡易裁判所判事に任命する（十二月二十三日）

最高裁判所

東京家庭裁判所判事・東京簡易裁判所判事　宇田三公輔

最高裁判所事務総局家庭局第一課長を免ずる

最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる

東京高等裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　北嶋　典子

最高裁判所裁判所調査官に充てるため官を解く

東京家庭裁判所判事に補する

最高裁判所事務総局家庭局第一課長を命ずる

兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる　同　棚井　啓

最高裁判所裁判所調査官に充てる　同　石渡　圭

最高裁判所事務総局デジタル審議官付参事官を命ずる（以上十二月二十二日）

官庁報告

産業

日本産業規格

令和７年12月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年12月25日

厚生労働大臣　上野賢一郎

経済産業大臣　赤澤　亮正

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

ＧＨＳに基づく化学品の分類方法　Ｚ7252

ＧＨＳに基づく化学品の危険有害性情報伝達方法―ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（ＳＤＳ）　Ｚ7253

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

京都労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年京都労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年12月25日

京都労働局長　角南　巖

第４号中「１時間1,074円」を「１時間1,136円」に改める。

公　告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

除権決定

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３０３１号
大阪府吹田市岸部南３丁目34番68号
清算株式会社　株式会社ＡＳＬ
代表清算人　森岡　充世
１　決定年月日　令和７年12月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第２号
鳥取県倉吉市秋喜257番地８
清算株式会社　株式会社鳥取県食
代表清算人　北村龍一郎
１　決定年月日　令和７年12月11日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鳥取地方裁判所倉吉支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１号
岐阜県高山市国府町宇津江2775番地
清算株式会社　吉城電子工業株式会社
代表清算人　伊藤　哲雄
１　決定年月日　令和７年12月12日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所高山支部

令和７年（ヒ）第３号
大阪府泉南市りんくう南浜３番17号
清算株式会社　株式会社ラフィオラボ
１　決定年月日　令和７年12月12日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所岸和田支部

包括的禁止命令

保全管理命令

監督命令取消

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

内閣共済組合定款の一部変更について

内閣共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のとおり変更する。

令和７年12月12日

内閣共済組合代表者
内閣総理大臣　高市　早苗

別表１　人事院支部の項中「千代田区霞が関１－２－３」を「港区虎ノ門２－２－３」に改め、公正取引委員会支部の項中「千代田区霞が関１－１－１」を「港区虎ノ門２－２－３」に改める。

附　則

この変更は、公正取引委員会支部については令和７年12月15日から施行し、人事院支部については令和８年２月16日から施行する。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月五日に終了しております。

また、この合併に伴い、甲はその商号を「山形交通株式会社」と変更いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月六日
掲載頁　百三十一頁（号外第百二十五号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月六日
掲載頁　百四十一頁（号外第百二十五号）

令和七年十二月二十五日
山形市清住町一丁目一番二〇号
（甲）山交バス株式会社
代表取締役　高橋　智
山形市松町二丁目六番一号
（乙）山交ハイヤー株式会社
代表取締役　結城　敦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月三十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://balleggs.jp

（乙）https://balleggs.jp

令和七年十二月二十五日

東京都目黒区鷹番二丁目五番二一号三階

（甲）株式会社ボールディベロップメント

代表取締役　大本　朋之

東京都目黒区鷹番二丁目五番二一号

（乙）株式会社ボールギャランティ

代表取締役　大本　朋之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月一日

掲載頁　五十八頁（号外第二六三号）

令和七年十二月二十五日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号

（甲）株式会社ドリームインキュベータ

代表取締役　三宅　孝之

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号

（乙）株式会社ＤＩ　Ａｓｉａ

代表取締役　沼田　和敏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月八日

掲載頁　八十九頁（号外第二六八号）

令和七年十二月二十五日

東京都大田区大森北二丁目九番一四号

（甲）二島ビル株式会社

代表取締役　二島　建夫

東京都大田区大森北二丁目九番一四号

（乙）株式会社パラマウント・コーポレーション

代表取締役　二島　建夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.kamakura-net.co.jp/

（乙）https://www.kamakura-net.co.jp/

令和七年十二月二十五日

東京都中央区京橋二丁目一四番一号

（甲）株式会社エイジプラス

代表取締役　岩﨑　考洋

東京都大田区西蒲田七丁目四四番五号カマタＩ・Ｔビル七階

（乙）ユウテル株式会社

代表取締役　尾﨑　優子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十九日

掲載頁　一八五頁（号外第一三六号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　三十八頁（号外第一三〇号）

令和七年十二月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号

（甲）株式会社ＮＴＴドコモ・グローバル

代表取締役　栗山　浩樹

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

（乙）株式会社ＮＴＴ　Ｄｉｇｉｔａｌ　Ｅｘｃｈａｎｇｅ

代表取締役　栢　哲之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この会社合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一〇二頁（号外第七十二号）

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十九日

掲載頁　一八五頁（号外第一三六号）

（乙）https://www.docomoglobalgr.com/notification/

令和七年十二月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号

（甲）株式会社ＮＴＴドコモ・グローバル

代表取締役　栗山　浩樹

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

（乙）株式会社ＮＴＴ　Ｄｉｇｉｔａｌ

代表取締役　栢　哲之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十九日

掲載頁　一八五頁（号外第一三六号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　三十八頁（号外第一三〇号）

令和七年十二月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号

（甲）株式会社ＮＴＴドコモ・グローバル

代表取締役　栗山　浩樹

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

（乙）株式会社ＮＴＴ　Ｄｉｇｉｔａｌ　Ｅｘｃｈａｎｇｅ

代表取締役　栢　哲之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月二十九日

掲載頁　二頁

令和七年十二月二十五日

長野県松本市中央一丁目四番七号

（甲）株式会社上條器械店

代表取締役　満平　龍也

長野県松本市大字神林七一〇七番地四八

（乙）株式会社中央メディカル

代表取締役　市川誠一郎

令和七年十二月二十五日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番一号

（甲）サッポロホールディングス株式会社

代表取締役　時松　浩

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番一号

（乙）サッポロビール株式会社

代表取締役　時松　浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十四日

掲載頁　一一四頁（号外第二三七号）

令和七年十二月二十五日

東京都中央区入船三丁目一番一三号

（甲）立石フィルター株式会社

代表取締役　佐藤　覚

東京都中央区入船三丁目一番一三号

（乙）立石ビジネスサービス株式会社

代表取締役　佐藤　覚

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　伊勢新聞
掲載の日付　令和七年十二月二十五日
掲載頁　四頁

（乙）掲載　伊勢新聞
掲載の日付　令和七年十二月二十五日
掲載頁　四頁

令和七年十二月二十五日
三重県松阪市飯南町下仁柿一三四番地
（甲）株式会社田上
代表取締役　田上　浩基
三重県松阪市飯南町粥見一二〇〇番地
（乙）マルカ木材株式会社
代表取締役　堀井　博

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併については令和七年十二月十八日付で大阪府の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十五日
大阪府岸和田市上松町二丁目八番一〇号
（甲）医療法人えいしん会
理事長　福澤　正洋
大阪府堺市北区奥本町一丁二一六番地
（乙）医療法人生和会
理事長　福澤　正洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己及び庚の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己及び庚は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十日
掲載頁　九十九頁（号外第一八八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十一日
掲載頁　五十九頁（号外第二七一号）

（丙）計算書類の公告義務はありません。

（丁）計算書類の公告義務はありません。

（戊）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十九日
掲載頁　六十七頁（号外第二七七号）

（己）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十九日
掲載頁　六十頁（号外第二七七号）

（庚）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十九日
掲載頁　六十七頁（号外第二七七号）

令和七年十二月二十五日
兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号
（甲）クリエイトシェアードサービス株式会社
代表取締役　中村　清誉
兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号
（乙）ヤクモＨＤ株式会社
代表取締役　中村　清誉
兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号
（丙）有限会社伸共
取締役　中村　清誉
兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号
（丁）有限会社ヤクモ莎香堂薬局
取締役　中村　清誉
兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号
（戊）コアファーマシー株式会社
代表取締役　中村　清誉
札幌市北区北三十二条西五丁目一番二三号ビアンノース一Ｆ
（己）コアホールディング株式会社
代表取締役　中村　清誉
兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号
（庚）株式会社ファーマシーホンポ
代表取締役　中村　清誉

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により有限会社北の住まい建築研究社（乙、住所北海道上川郡東川町三五八六番地三）の建築工事業等に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十八日
掲載頁　七十八頁（号外第二六二号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月二十五日
北海道上川郡東川町三五八六番地三
株式会社エイチ・エイチ・エス
代表取締役　林　祥隆

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により有限会社グッドニュース（乙、住所北海道上川郡東川町三五八六番地三）の飲食事業等に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十八日
掲載頁　七十八頁（号外第二六二号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月二十五日
北海道上川郡東川町三五八六番地三
株式会社エイチ・エイチ・エス
代表取締役　林　祥隆

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のフィットネス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　五十四頁（号外第一四三号）

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年九月三十日
掲載頁　二頁

令和七年十二月二十五日
東京都新宿区西新宿六丁目三番一号
（甲）株式会社ＡＦＪ　Ｐｒｏｊｅｃｔ
代表取締役　山部　清明
大阪市都島区毛馬町一丁目七―一一
（乙）株式会社ベストフィットネス
代表取締役　山部　清明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の調剤薬局二店舗（ファーマライズ薬局金沢医科大店及び八街総合薬局）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.pharmarise.com/
（乙）http://www.pharmarise.com/
令和七年十二月二十五日
東京都中野区中央一丁目三八番一号
（甲）ファーマライズ株式会社
代表取締役　松浦　惠子
大阪市中央区久太郎町二丁目二番七号
（乙）株式会社ヘルシーワーク
代表取締役　市原　直樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のマンション向け一括受電サービス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一五三頁（号外第一六一号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十二月二十五日
東京都中央区日本橋堀留町二丁目二番一号
（甲）Ｎｅｘｔ　Ｐｏｗｅｒ株式会社
代表取締役　舩津　啓介
東京都新宿区西新宿二丁目三番二号
（乙）ＫＤＤＩ株式会社
代表取締役　松田　浩路

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社リオグループホールディングス（乙、名古屋市中区平和一丁目一五番二七号）のいなべ市不動産事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十五日
掲載頁　一一一頁（号外第二七三号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十五日
掲載頁　一一七頁（号外第二七三号）

令和七年十二月二十五日
名古屋市中区平和一丁目一五番二七号
株式会社リオエナジー
代表取締役　横山　和幸

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の不動産の賃貸及び管理事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

乙は、令和七年六月二十日に、ユウ有限会社の商号を変更して株式会社に移行しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　伊勢新聞
掲載の日付　令和七年十二月十八日
掲載頁　四頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十八日
掲載頁　一五二頁（号外第二七六号）

令和七年十二月二十五日
三重県鈴鹿市寺家六丁目一番二〇号
（甲）株式会社中勢自動車学校
代表取締役　櫛田　拓真
三重県鈴鹿市白子本町一〇番三一号
（乙）中勢ホールディングス株式会社
代表取締役　櫛田　浩哉

吸収分割公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は吸収分割して甲は乙の自動車部品販売業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月五日
掲載頁　五十九頁（号外第二六七号）

令和七年十二月二十五日
神戸市東灘区深江浜町一二五番地
（甲）株式会社ユーロステラ
代表取締役　土居　信一
大阪市西区北堀江一丁目一九番八号
（乙）株式会社ユーロスポルティフ
代表取締役　谷田　雅憲

吸収分割公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は吸収分割して甲は乙の自動車販売業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月五日
掲載頁　五十九頁（号外第二六七号）

令和七年十二月二十五日
神戸市東灘区深江浜町一二五番地
（甲）株式会社ユーロモーター
代表取締役　土居　信一
大阪市西区北堀江一丁目一九番八号
（乙）ユーロモータース株式会社
代表取締役　谷田　雅憲

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は吸収分割契約に定めた乙が経営する太陽光発電事業に関する一切の権利義務並びに飲食店の事業及び不動産の賃貸・管理等の事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況はいずれも次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月三日
掲載頁　六十頁（号外第二六五号）

令和七年十二月二十五日
岡山市北区天神町一番一九号
（甲）株式会社れいわ
代表取締役　川﨑　宣孝
岡山市北区天神町一番一九号
（乙）株式会社ＩＰＰＯ
代表取締役　川﨑　宣孝

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月十四日
掲載頁　九十頁（号外第二五一号）

令和七年十二月二十五日
北九州市八幡西区穴生二丁目七番三号
（甲）株式会社メディコム
代表取締役　甲斐　武彦
北九州市八幡西区穴生二丁目七番三号
（乙）日本メディコム株式会社
代表取締役　甲斐　敏一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は泰康国際株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十五日
栃木県日光市安川町六番四三号
合同会社ＤＥＡＬ　ＮＥＴ
代表社員　関　康夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十五日
栃木県小山市花垣町一丁目一四番二一号
協栄ホールディングス合同会社
代表社員　古澤　栄一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月四日であり、組織変更後の称号は株式会社タヤグラとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十五日
千葉県八千代市大和田新田一六六番地一三
合同会社タヤグラ
代表社員　田櫓　英樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十五日
東京都北区滝野川一丁目五九番八号二階
合同会社ＳｅｖｅｎＣ，ｓ
代表社員　杉岡　昌紀

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十五日
東京都世田谷区等々力六丁目一三番一二―二〇二号
バイオ・フレームワークス合同会社
代表社員　祝迫　惠子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十五日
東京都渋谷区神泉町一〇番一五号アネックス神泉三〇一
合同会社キャリフト
代表社員　成神　佳彰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月三十一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＹＵとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十五日

東京都新宿区百人町一―九―二〇セゾン百人町　合同会社源

代表社員　高　源

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十五日

滋賀県大津市島の関二番八号　ミシガンハウス浜大津六〇一　合同会社ＲｅＬｅａｆ

代表社員　谷川　一貴

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.genba-support.com

令和七年十二月二十五日

東京都江東区青海二丁目五番一〇号テレコムセンタービル東棟一四階

株式会社ＴＡＣＫ＆Ｃｏ．

代表取締役　鈴木　孝典

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百万七千円減少して一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://genex.co.jp/

令和七年十二月二十五日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

ジーネックス株式会社

代表取締役　八木　研

資本金の額の減少公告

当社は、発行するＣ種優先株式のうち、令和八年一月三十一日（同日を含む）までに払い込みが完了したことにより資本金が増加する場合（以下「本件増資」といいます。）を前提として、その効力発生により増加する見込の二十四億九千九百九十八万六千円（ただし、本件増資により増加する資本金の額がこれを下回る場合は、当該金額）を減少して、一億円とすることを決議いたしました。

なお、本件増資と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、効力発生日後の資本金の額は当該効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。

効力発生日は令和八年一月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年十二月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　四頁

令和七年十二月二十五日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目三番地一二　つばめＢＨＢ株式会社

代表取締役　中村　公治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三千六百六十四万五千百円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fureasu.jp/

令和七年十二月二十五日

山梨県中巨摩郡昭和町西条一五一四番地

株式会社フレアス

代表取締役　澤登　拓

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五〇〇万円減少し五一〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十五日

滋賀県甲賀市甲南町柑子八五七番一　合同会社新和商会

代表社員　杉野　美加

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十九万九千九百七十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/95118/announces

令和七年十二月二十五日

大阪市北区角田町八番四七号　Ｓｉｎｕｍｙ株式会社

代表取締役　倉内　亮弥

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千七百十八万二千五百円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金にすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十七日

掲載頁　一五一頁（号外第二七五号）

令和七年十二月二十五日

大阪府吹田市山田丘二番八号　株式会社パワーレーザー

代表取締役　山本　和久

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を金六億三千八百七十八万三千三百四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十五日

掲載頁　九十二頁（号外第一六二号）

令和七年十二月二十五日

東京都文京区湯島三丁目二一番四号第一三倉ビル三階　株式会社ＤｅｐＸ

代表取締役　冨山　翔司

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四十億円減少し、その減少額の全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月二十五日

名古屋市中区富士見町五番二四号　有限会社サカガミ

代表取締役　坂上　岳

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円、資本準備金の額を三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十八日

掲載頁　七十八頁（号外第二六二号）

令和七年十二月二十五日

北海道上川郡東川町三五八六番地三　株式会社エイチ・エイチ・エス

代表取締役　林　祥隆

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千七百四十九万八千百十四円、資本準備金の額を二億八千七百七十七万七千六百十三円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月十五日

掲載頁　五十三頁（号外第二二九号）

令和七年十二月二十五日

東京都渋谷区恵比寿三丁目三八番三号ＡＺビル　株式会社アンリアレイジ

代表取締役　森永　邦彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ百十五億円ずつ増加することを条件として、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ百十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十五日

掲載頁　八十二頁（号外第九十四号）

令和七年十二月二十五日

東京都港区元赤坂一丁目二番七号赤坂Ｋタワー七階　シーカ・ジャパン株式会社

代表取締役　アマン・マルコ

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十六億四千五百万円、資本準備金の額を二十七億四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月二十五日

東京都港区赤坂二丁目二三番一号

株式会社ＡＧＳＰＣ４２

代表取締役　中村　彰利

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千四百六万五千円、資本準備金の額を一億五千三百六万五千円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月十九日

掲載頁　七十五頁（号外第二七七号）

令和七年十二月二十五日

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号渋谷スクランブルスクエア三九Ｆ

株式会社ＨＥＡＬＴＨＲＥＥ

代表取締役　山本　真也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月二十五日

神奈川県高座郡寒川町一之宮七丁目十番一号

三光化学工業株式会社

代表取締役　椚瀬　彰

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月二十五日

兵庫県洲本市下内膳一六一番地の一

淡南化學工業株式会社

代表取締役　内野　広一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である長崎美知が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十五日

川崎市川崎区宮本町八番地一一

タツジンノモリコーポレーション

日本における代表者　長﨑　美知

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十二億六千五百九十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0039/index.html

令和七年十二月二十五日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・ジェイ・レジデンス・フォー特定目的会社　取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を三十七億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和七年十二月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　マリオン特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月二十九日

掲載頁　二〇九頁（号外第二一七号）

令和七年十二月二十五日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

はなさき特定目的会社

取締役　鄭　武壽

取消公告

令和七年十二月五日（号外第二六七号）掲載の吸収分割公告及び決算公告（枠組）中、吸収分割公告のみを取消します。

令和七年十二月二十五日

東京都港区西新橋二丁目八番六号

（甲）ニューブリッジ１２株式会社

代表取締役　佐藤　隆司

石川県河北郡津幡町字津幡八七二番地

（乙）株式会社永島製作所

代表取締役　永島　剛

取消公告

令和七年四月七日（号外第七十八号）掲載の資本金及び準備金の額の減少公告並びに第八期決算公告（枠組）中、決算公告のみを取消します。

令和七年十二月二十五日

大阪市北区梅田二丁目一番三号

株式会社刀

代表取締役　森岡　毅

正　誤

令和七年十月三十一日（号外第二百四十二号）国土交通省告示第九百九十八号（平成六年建設省告示第千八百八十二号等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

五九ページ上段改正後欄終りから三行目から二行目「もの」は「建築物又は令和七年国土交通省告示第九百九十六号第一第一号に規定する火災抑制等建築物であって、その周囲に幅員が一・五メートル以上の通路が設けられているもの」の誤り。

同ページ同段改正前欄終りから三行目から二行目「もの」は「もの」の誤り。

同ページ下段改正後欄一行目から五行目及び同ページ同段改正前欄一行目を削除する。

六〇ページ上段改正後欄終りから三行目「建築物」は「建築物又は令和七年国土交通省告示第九百九十六号第一第一号に規定する火災抑制等建築物であって、その周囲に幅員が一・五メートル以上の通路が設けられているもの」の誤り。

同ページ同段改正前欄終りから三行目「建築物」は「建築物」の誤り。

同ページ下段改正後欄一行目から五行目及び同ページ同段改正前欄一行目を削除する。

令和七年十二月五日国土交通省告示第千四十六号（住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、令和七年十二月五日国土交通省告示第千四十六号を削除する。